

平成29年度

第1回市有地売り払い一般競争入札 実施要項

(平成29年9月実施)

1. 売払いの方法

一般競争入札により市有財産を売却します。

一般競争入札とは、市があらかじめ決めた予定価格以上の金額で、一番高い金額の入札をされた方と売買契約を締結する方法です。

2. 一般競争入札に付す市有地

物件番号	所在	地目	実測地積	予定価格 (最低入札価格)
1	大字鹿野上字下市 3158 番 1	宅地	477.23 m ²	3,600,000 円
2	① 大字夜市字中塚 3463 番 8	① 雑種地	① 292.28 m ²	9,110,000 円
	② 大字夜市字中村 3477 番 8	② 雑種地	② 176.83 m ²	
3	大字徳山字東辻 5685 番 14	宅地	95.49 m ²	3,800,000 円
4	新地二丁目 100 番	宅地	27.83 m ²	524,000 円

※ その他の事項については、個別物件調書をご覧ください。

※ 個別物件調書には、調査時点における一般的な調査内容を記載していますが、必ずご自身で現地や各規制を確認してください。なお、個別物件調書と現状が相違している場合は、現状を優先します。

3. 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- ② 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ④ 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

- イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ 前記②～④に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑥ その他市が不相当と認める者

4. 利用上の条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。

5. 物件の引渡し及び確認事項

- (1) 物件は、現状有姿のままの引渡しとなります。
- (2) 現場説明会は行いませんので、個別物件調書及び関係書類をよく確認し、現地を見た上で、お申し込みください。なお、現地確認の際には、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。
- (3) 土地の利用や建物建築にあたっては、建築基準法や条例等により指導等がなされる場合があるため、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず関係機関に確認してください。
- (4) 雑草の草刈やごみ集積場・電柱・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整については、すべて購入者において行っていただきます。
- (5) 光熱水などの供給処理施設の引き込みが可能である場合、周南市では引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、購入者において直接供給処理施設にお問い合わせください。

6. 入札参加申込み

申込みをされる場合は、募集要項、個別物件調書及び売買契約書（案）をよく確認の上、お申し込みください。

(1) 受付期間

平成29年9月1日（金）から平成29年10月5日（木）まで ※閉庁日を除く

午前9時から午後5時まで

(2) 申込み方法

「市有地売払い一般競争入札参加申込書 (別記第1号様式)」を記入の上、必要書類を添付して申込期限までに持参及び書留郵便 (必着) で提出してください。

共有名義を予定されている場合は、「共有名義申請書 (別記第2号様式)」にもご記入ください。

(3) 申込書類提出先

〒745-8655 周南市岐山通1-1

周南市 政策推進部 施設マネジメント課 財産管理活用担当 (本庁舎3階)

(4) 必要書類

申込みに必要な書類のうち、指定の様式によるものは、書類提出先窓口で配付しているほか、周南市のホームページからもダウンロードが可能です。

① 個人の場合

- ア 市有地売り払い一般競争入札参加申込書 (別記第1号様式) 1通
- イ 住民票 (発行後3カ月以内のもの) 1通
- ウ 印鑑登録証明書 (発行後3カ月以内のもの) 1通
- エ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書 (発行後1カ月以内のもの) 1通

② 法人の場合

- ア 市有地売り払い一般競争入札参加申込書 (別記第1号様式) 1通
- イ 法人登記全部事項証明書 (発行後3カ月以内のもの) 1通
- ウ 印鑑証明書 (発行後3カ月以内のもの) 1通
- エ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書 (発行後1カ月以内のもの) 1通
- オ 役員名簿 (別記第3号様式)

※ 個人・法人の場合においても、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

7. 入札の日時等

(1) 入札日・・・平成29年10月17日 (火)

物件番号	入札受付時間	入札開始時間
1	9時00分～9時20分	9時30分
2	10時00分～10時20分	10時30分

3	11時00分～11時20分	11時30分
4	14時00分～14時20分	14時30分

(2) 受付・入札場所・・・周南市役所 仮庁舎別館2階 契約監理課 入札室

※受付時間内に受付・入札場所に参集しない者は、入札辞退とみなします。

8. 入札保証金

入札に参加する者は、当該土地の入札金額の100分の5以上を入札保証金として事前（入札当日受付にて）に納付しなければなりません。ただし、落札者の入札保証金が、市に帰属することとなった場合には、落札金額の100分の5を超える部分については返還します。

なお、落札者を除き、入札保証金は入札終了後に返還します。（※落札者の入札保証金は、契約締結完了まで返還しません。）

9. 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- ② 入札保証金を納入しないもの又はその金額が不足するもの。
- ③ 入札書に記名押印のないもの又は入札金額の判読できないもの等入札書に不備な箇所があるもの。
- ④ 金額を訂正したもの。
- ⑤ 公告、入札（参加）条件及び入札の心得等に違反するもの。入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10. 入札の心得

入札に付す物件は、現況のままで処分するものとします。この入札に参加する者は、次に定める事項を厳守してください。

(1) 入札に参加する者は、入札受付時に、入札保証金（入札者の見積りによる入札金額の100分の5以上）を指定された封筒に入れ、住所、氏名を記載し、押印して提出していただきます。

提出された入札保証金と引き換えに入札書及び入札保証金領収証を交付します。

- ① 入札保証金は現金又は金融機関が振り出した持参人払式の小切手とします。
- ② 入札保証金の提出に使用する封筒は市が準備します。

(2) 入札者は、入札書に所要事項を記入（代理人の場合はその旨を付記）し、押印のうえ封筒に入れて提出してください。

(3) 入札書及び封筒は、市が準備したものを使用してください。（入札当日に配付します。）

(4) 入札書は、字画を明らかに書き、誤記又は脱字のため訂正又は加除をしたときは、その箇所に押

印してください。ただし、入札書の金額を訂正する場合は、新しい入札書と交換します。

① 入札書に記載する数字はアラビア数字とする。

② 入札書は、1申込み当り1通とする。

③ 入札金額は、総額を記載すること。

(5) **代理人が入札するとき、又は開札に立会するとき**は、事前に「委任状（別記第4号様式）」を入札担当職員に必ず提出してください。

(6) 入札の参加者は、入札締切までにいつでも入札を辞退することができますが、入札を辞退される場合には、事前に施設マネジメント課財産管理活用担当に連絡いただくとともに、市が用意する「入札辞退届（別記第5号様式）」を提出していただくことになります。**（必ずご連絡ください）**
入札執行中に辞退する場合は、その旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。

(7) 入札締切後の入札書又は入札保証金は、いかなる理由があっても引き替えもしくは訂正、又は取消しはできません。

(8) 開札は、入札終了後ただちに入札者又はその代理人の立会いのもとに行います。
この場合、入札者又はその代理人が開札に立会しなかったことを理由に異議を申し立てることはできません。

(9) 開札の結果、予定価格以上の最高入札価格の入札者を落札者とします。
落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(10) 入札保証金は、落札者を除き入札終了後に返還します。ただし、入札保証金還付領収証（市で準備）を提出してください。（営業目的の入札の場合、入札保証金還付領収証には収入印紙を貼付すること）

※落札者の入札保証金は、契約締結完了まで返還しません。

(11) 落札者が、その権利を放棄したとき、又は売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。ただし、100分の5を超える部分については落札者に返還します。

(12) 入札を行った者は、入札後、この心得、実施要項等についての不明を理由として異議の申立てはできません。

※ 入札に参加される方は、当日必ず筆記用具（ボールペン又は万年筆等）、収入印紙（入札保証金還付領収証貼付用）及び印鑑（実印）を持参してください。

※ 入札会場への入室は、一申込みにつき2名までとします。

11. その他

(1) 入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。なお、一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、市が入札参加要件不適格と認めた場合は、入札に参加することができません。

(2) 入札当日の受付終了時間までに入札会場に参集しなかった者は、辞退として取り扱います。

12. 市有地売買契約を締結する際の条件

- (1) 落札者は、落札の日から 10 日以内 に土地売買契約を締結しなければなりません。
※落札者が、その権利を放棄したとき、又は売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。ただし、100 分の 5 を超える部分については落札者に返還します。
- (2) 売買契約締結時に、契約金額の 100 分の 10 以上 の契約保証金を納付してください。
 - ①入札の際に納付した入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。
 - ②契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。※契約が履行されない場合、納付した契約保証金は、市に帰属します。
- (3) 契約書作成の際の収入印紙代金等、契約に際しての一切の費用を負担していただきます。
- (4) 契約額（落札額）及び落札者は、公益性の観点から公表することがあります。

13. 売買代金の納入及び所有権の移転

- (1) 売買代金を契約締結日から 30 日以内 に市が指定した納入通知書により納付していただきます。
- (2) 売買代金納入後、土地の所有権を移転し物件を引き渡します。
- (3) 土地の所有権移転登記は、市が囑託により手続きいたしますが、登記に要する登録免許税等の費用は買受人に負担していただきます。
- (4) 契約条項が履行されない場合には、契約を解除する規定があります。

14. 問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市 政策推進部 施設マネジメント課 財産管理活用担当

TEL : 0834-22-8281 FAX : 0834-22-8475

E-mail : shisetsu@city.shunan.lg.jp